

移動制限措置の解除

1 制限の解除

県防疫対策本部は、次の要件をいずれも満たしたときに動物衛生課と協議の上、各制限区域を解除する。

- (1) 当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（家畜伝染病予防法第16条に基づくと殺、第21条に基づく死体の処理、第23条に基づく汚染物品の処理及び第25条に基づく畜舎等の消毒（1回目）が全て完了していることをいう。）後 10日が経過した後に実施する清浄性確認検査で、全て陰性を確認すること。

- (2) 当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後 21 日が経過していること。